

令和元年度第2回 北海道障がい者就労支援推進委員会 議 事 録

日時：令和2年2月17日（月）15：00～16：30

場所：北海道庁別館 9階第2研修室

1 開会（15：00）

事務局（坂田主幹）

- 皆様お疲れ様でございます。定刻になりました。
まだお2人ほど、委員の先生の到着が遅れておりますけれども、これから始めさせていただきます。
第2回の北海道障がい者就労支援推進委員会を開催させていただきます。
司会を務めさせていただきます、障がい者保健福祉課の主幹の坂田でございます。
どうぞよろしくお願いたします。
本日は御多用のところ御出席、誠にありがとうございます。
開会にあたりまして、まずは障がい者保健福祉課長の畑島より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

事務局（畑島課長）

- 皆様どうもお疲れ様でございます。
道庁障がい者保健福祉課の畑島と申します。どうぞよろしくお願いたします。
委員の皆様方には、日頃から、本道の障がい者政策の推進に御理解と御協力をいただきますとともに、本日は大変お忙しい中、当委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
さて、障がいを持つ方々への就労支援に関しましては、従来から国や道が掲げる「障がい者の社会的自立」や「自己実現等の理念」に加えまして、少子高齢化や都市圏への人口流出等による労働人口の減少もあり、その重要性が増しているところでございます。
こうした中、国における障がい者就労をめぐる動きとしましては、重度障がい者の就労に係る雇用と福祉の連携による施策の推進や、生活困窮者や引きこもりの方の就労に係る農業分野との連携、障がい者の林業・水産業への就労推進、こういった新規拡充事業が盛り込まれました令和2年度予算案が、現在、国会で審議されているところでございます。
また、令和3年度からの障害福祉計画策定に係る基本指針の取りまとめも大詰めを迎えておりまして、今後、道といたしましても、次期計画における就労支援に係る施策を検討していく考えでございます。
本日の委員会におきましては、こうした障がい者の方々の就労支援の最前線で取り組みを進めておられる、障がい者就業・生活支援センターの今後のあり方等について、御審議をいただく予定でございます。
今後の施策への御助言を賜りたいと存じておりますので、委員の皆様活発な御発言と御議論をお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。
どうぞ本日はよろしくお願いたします。

事務局（坂田主幹）

- 続きましてお手元に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。

お手元でございますのは、次第、出席者名簿、配席図、条例の抜粋、それから、本日の資料ということで、ナンバー1番から4番まで振ってあります資料があらうかと思えます。御確認をお願いいたします。

なお、出席者名簿、配席図につきましては、事前に送付しておりました内容から一部修正がございます。

本日、机上に置かせていただいたものは、最新版ということでございますので、御了承願います。

それでは、会議の進め方でございますけれども、本日の会議終了は17時頃を予定しております。あらかじめご連絡申し上げます。

それでは、以後の進行につきましては、橋本会長にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

3 報告

橋本会長

- 皆様こんにちは。

今日は足元が悪い中お集まりいただき、どうもありがとうございます。

それでは、次第に沿いまして説明をさせていただこうと思えます。

まず、次第3の報告事項について、はじめに「(1) 福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査」について事務局から説明をお願いいたします。

(1) 福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査について

事務局（宮坂主任）

- 障がい者保健福祉課の宮坂でございます。本日はよろしくお願いいたします。

着席のまま御説明させていただきます。

これから「平成31年度福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査」の調査結果を御説明いたします。

はじめに、この調査は、平成30年度から令和2年度までを計画期間としております「第5期北海道障がい福祉計画」において定めた数値目標の進捗状況等を把握することを目的としまして、道が独自に行っているもので、昨年5月から6月の約1ヶ月間を調査期間として実施いたしました。

調査対象ですが、平成31年4月1日現在でサービスの提供実績がある就労移行支援事業所、就労継続支援A型及びB型事業所、また、これらを含む多機能型事業所を対象としておりまして、平成30年度1年間の就労実績について回答をいただいております。

次に、調査の回収率についてですが、全体では、全1,368か所の事業所中1,118ヶ所からの回答がありまして、回収率は81.7%となりました。

ここからは、資料1をもとに御説明いたしますので、1枚目の表面をご覧ください。

はじめに、1の福祉施設から一般就労への移行者数についてですが、平成30年度の年間の移行者数は1,111人となっております。第5期北海道障がい福祉計画に掲げております目標値の1,343人に対し、達成率は82.7%となっております。

これまでの推移を見ますと、平成18年度の175人から順調に移行者数を伸ばしてお

りまして、前年度の968人からは14.8%の増加となっております。

事業所の種別ごとで見ますと、2に記載しておりますとおり、移行が最も多く57.4%、A型が15.7%、B型が26.9%となっております。

3の移行者の性別に関しましては、男性が60%、女性が39.7%と6：4の比率となっておりますが、これにつきましては、平成20年度が概ね3：1だったのと比較しまして、年々女性の比率は高くなっている状況です。

次に4の障害種別についてですが、身体が8.4%、知的が29.3%。精神が56.3%となっております。

種別ごとの移行者は、こちらはいずれも増加傾向でございますが、10年前の平成20年度では、身体・知的・発達障がいを含む精神障がい、この3つの順に8.4%、56.9%、31.5%、また、5年前の平成25年度では、9.5%、39.2%、50.8%であり、また、5の発達障がいの有無という項目につきましても、発達障がいがあるとした移行者が同じく増加しております。

このことから、年々、障がい者の中でも、精神障がい者や発達障がい者のウェイトが大きくなっていることがわかっております。

移行者の障害等級や区分につきましては、6をご確認ください。

次に、1枚目の裏面に移りたいと思います。

移行者の障害支援区分については7のとおりです。

次に8の年齢に関してですが、20代が最も多く、それに30代、40代と続いております。

この傾向は5年前、10年前と比較しても大きな差はありません。

9の利用期間については、1年から2年の期間が全体の33.8%と最も大きくなっているものですが、年度ごとに若干のばらつきがありますが、同じく傾向は変わっておりません。

続く10の採用年月日については、4月が最も多い11.3%となっております。

こちらは、平成20年度の16.9%、平成25年度の14.7%と比べまして、だんだんと比率が少なくなっている一方で、他の月については顕著な増加というのは見られておらず、障がいを持つ方々に関しても、通年採用が徐々に浸透しつつあるのではないかと推測されます。

次の11、関係機関との連携や労働関係制度の活用につきましては、「第5期北海道障がい福祉計画」に目標値を設定している項目ですが、職業訓練受講者数とハローワークにおける支援者数については現時点で達成されている一方で、求職登録数、それから、障がい者就業・生活支援センターへの誘導人数というのは、今は未達成である状況です。

続く12の業種については、それぞれの項目の説明を割愛いたします。

次に2枚目表面をご覧ください。

13の雇用形態についてですが、最も多いもので、週20～30時間、次に週30～40時間の非常勤となっております、これらの合計で全体の約5割を占めております。

フルタイム採用は、正社員と準社員等を合わせた約3割となっております。

次の14、就職後の定着支援期間についてですが、実施なしと回答したものが21.2%と最も多く、5から6ヶ月の11.3%、6から7ヶ月の10.9%と続いております。

これについては、15番以降の離職状況と合わせてみる必要があると思いますので、続けて御説明をいたします。

一般就労に移行した1,111人のうち、離職した方は276人でその離職理由につきましては、不明・未回答を除くと、職場の人間関係が18.8%と最も高く、次に就労意欲の減退が15.2%と続いておりますので、職場への不適應が主な原因になっているということが推測されます。

これらは、就職後の定着支援の重要性が高いものの不十分なケースが依然として多いのではないかとということも一部考えられるような結果となっております。

最後の18、離職理由の把握方法については、記載しているとおりで。

以上で一般就労等に関する実態調査についての御説明を終わります。

橋本会長

○ ありがとうございます。

以上の内容につきまして、各委員から質問とか意見はございませんでしょうか。

出るまで私からよろしいでしょうか。

御説明いただいた中で、13の雇用形態等ということで、非常勤の数字が出ていたかと思うのですがけれども、こちらについては、障がい種別ごとでの、ちょっと今日は難しいかもしれませんが、そういうデータの取り方はできるのでしょうか。

事務局（宮坂主任）

○ いま、会長に御指摘いただいた点ですけれども、こちらの数字を障がいごとにまとめて出し直すことは可能です。

お時間がかかるのですけれども可能です。

橋本会長

○ もう多分、障がい特性のところ、こういった形態に違いなんかも出てくるのではないかなというふうなことを思ったものですから、もし後日、次回の時でもいいかなと思うのですが、可能でしたらちょっと見せていただければなと思いました。

事務局（宮坂主任）

○ はい、承知しました。

橋本会長

○ よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。では、近藤委員お願ひします。

近藤委員

○ 近藤です。

いまの件と関連するのですけれども、厚労省の方でも、全国での就職の状況とか割合は絶対出ていると思いますので、何かその辺りと比較して道内の特徴とかが何かが見られたら、出てくると面白いというか、興味深くなっていくのかなというのが、1点ありました。

後は、就労に移行していく中で、賃金の現状なんていうところというのは、この後のことと重なってくると思うのですけれども、一般就労した中で見ていくと、フルタイム、パートタイムの以外の非常勤の方等も多かったですりするので、その部分の生活費との関連ですかね、移行の機関から一般就労に移行した後での賃金の違い、どれだけ伸びたのかというところ等もし見えてくるのであれば、確認いただくと、一般雇用にな

った時のメリットとといいますか、必要な援助とかというところがより具体化することに繋がるのかなというところですね。

ちょっと意見というか、どうかなというところでの発言とさせていただければなと思います。

橋本会長

○ この要望・意見は、事務局の方で。

事務局（坂田主幹）

○ 御意見を踏まえて、私どもで考えていきたいと思えます。

橋本会長

○ 全国統計と北海道の特徴といったところもしっかり比較できると、こちらの北海道の状況と違ってというのが、もう少し把握できるのかなと思えます。

もし、データで今後出るのであれば、ぜひお願いしたいと思えます。

よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか、高谷委員。

高谷委員

○ この中に数字としては出ていないのですが、就職時に職場適応援助者の実施、活用状況みたいなものも御確認していただくと、就職後の定着支援機関というのが、私の中で想像していたよりも各施設割と低めだなというのが感じたのです。

もしかしたら、職場適応援助者の活用が進んでいたりする関係でもあるのかもしれないと思えて、その数もあるといいなと思ひました。

事務局（宮坂主任）

○ ありがとうございます。

御意見を踏まえまして、こちらで検討させていただきたいと思ひます。

橋本会長

○ ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

続きまして、（２）ですね、就労継続支援事業所の賃金の実績についてということ、こちら事務局の方から御説明をお願いいたします。

（２）就労継続支援事業所の工賃（賃金）実績について

事務局（宮坂主任）

○ それでは続きまして、報告（２）の就労継続支援事業所の工賃賃金実績について御説明いたします。

資料２－１と２－２を用いて御説明しますので、よろしくお願ひします。

はじめに、毎年就労継続支援事業所における利用者の工賃の現状を把握することを目的といたしまして、国が全国一律に調査を実施しており、この御報告はその結果に基づくものございます。

今年度は、平成３０年度の工賃実績を報告対象といたしまして、昨年９月から１０月

の約1か月を調査期間として実施いたしました。

それでは、資料2-1、工賃実績状況の概要の1と2になります。

こちらを御覧ください。

本調査の対象事業所は、就労継続支援A型及びB型事業所の2つで、事業者が利用者に対して支払うすべてのものを、調査対象の工賃として取り扱っております。

続く3の施設種別の表ですが、A型事業所に関しましては、調査対象施設の全246か所中92.3%にあたる227か所から回答があり、平均工賃月額は72,906円となりました。

このうち、雇用契約を結んでサービスが提供される事業所平均は73,204円でありまして、前年度比で103.9%の伸びが見られました。

また、B型事業所に関しましては、全933事業所中91.3%にあたる852か所から回答があり、平均工賃月額は18,966円、こちらは前年度比で100.8%と概ね横ばいとなりました。

施設種別ごとの工賃につきましては、資料2-1の4を御参照願います。

また、B型事業所の工賃につきましては、「第5期北海道障がい福祉計画」の数値目標にも位置付けられております。

資料2-2に年度別の工賃実績の推移を記載いたしましたとおり、道内の平均工賃の月額は、途中一時的な落ち込みを経て、ピーク時の平成24年度の水準に回復をしておりますが、計画の目標値である30,610円を下回る結果となっている現状です。

これについては、複数の要因が関係していると思われませんが、1つに、障がい者の数に対して、事業所数が短期間で著しく増加しておりますので、サービスが供給過多になっているという状況も原因の一つではないかと考えられております。

次に資料2-1の裏面をご覧ください。

各事業所の数値のばらつきを見る指標として、標準偏差を算出しております。

なお、先に御説明した平均工賃月額は、全事業所の延べ人数の合計と支払総額の合計を用いて算出しておりますが、標準偏差を算出する際に使用しました工賃の平均値は、各事業所の平均工賃を算出しまして、合計を事業所数で割っておりますので、誤差が生じております。

この点について御了承ください。

まず、A型事業所についてですが、平成30年度の平均値は、72,390円、標準偏差は表のとおり23,833円となっております。

推移を見ますと、平成26年以降は数字のばらつきが年々減少している状況です。

一方で、B型事業所では、平成30年度の平均値が17,311円、標準偏差が11,124円となっております。平均値と比較してもばらつきが非常に大きく、支払われる工賃には差が生じている現状です。

最後に、全国平均との比較についてですが、B型事業所では、全国平均の16,118円を2,848円上回る結果となった一方で、A型事業所のうち全国との比較対象となっている雇用型の事業所につきましては、全国平均の76,887万円を3,683円下回る結果となりました。

簡単ですが、以上で工賃実績についての御説明とさせていただきます。

橋本会長

○ ありがとうございます。

平成30年度の工賃実績ということでA型とB型の道内の状況と、一部全国平均との比較ということの説明だったと思います。

御質問御意見等ございますでしょうか。高谷委員お願いします。

高谷委員

○ 何度もすみません。

この工事实績とあわせてですね、特にA型のところですが、A型の事業所は支援費を工賃に充てている事業所が多く、工賃に充てている事業所が、事業計画書を毎年、市町村に提出しなければいけないというものがあるのですよね。

この中では、事業計画の提出の必要のある事業所なのかどうかはちょっとわからないってということもあると思うのです。

というのは、授産活動で上がっている収益で最低賃金が払えないので、支援費を利用したり活用をしている。

支援費でお給料を払っている事業所が事業計画書を出さなければいけないというふうになっているわけです。

ほとんどのA型が最低賃金をベースとして支払いをしていっているのですが、先ほど言った、全国との平均と北海道で差があるのは、平均した時に北海道よりも最低賃金が低いところもあるけども、高いところもあるので、平均よりも下回るということになってこようかと思うのです。

なので、全国平均から見て北海道がどうかというのは、A型においてはあまりこう、何ていうのでしょうか、「それぞれのA型事業所が授産活動をたくさんして」とか、「その結果の工賃ですよ」とはなかなか数字として見えないところが多いのではないかなと思っ

て見えています。

B型については、それぞれの事業所が授産活動の中で売り上げたもので工賃を払っていくということになっているので、この数字どおりかなと思います。

なので、A型については、事業計画書をこのうち何事業所がその計画を出している事業所なのですよというのを出してくれるとそこを鑑みながら、授産活動だけではこの賃金は払えない事業所がこれだけの数いるのだという形で、この数字も見ていけるのかと思います。

橋本会長

○ ありがとうございます。

御意見というか、御要望かと思うのですけれどもどうでしょうか。

事務局（宮坂主任）

○ 御意見ありがとうございます。

そういった観点での見方がこれまでなかったもので、道の回答様式についても検討したいと思います。

事務局（坂田主幹）

○ ちょっと補足でございますけれども、ただいま私ども障がい者保健福祉計画で定めている数字はB型の賃金だけを定めております。

A型については、いま、御指摘がございましたとおり、いろんな要素があって、単純に国と比較するっていう部分ではどうかという御意見でございました。

冒頭、私どもの課長の方からもお話ありましたけど、来年度は計画を策定する年でござ

います。

国から策定する指標それから参酌する標準が示されますけれども、そういったものの

中で、Bだけでいいのか、あるいは、Aもどういう取り扱いになるのか、それも見定めながら、対応していきたいと考えております。

橋本会長

○ よろしいでしょうか。原田委員お願いいたします。

原田委員

○ 工賃と直接関係ないのですけれども、資料の2-1の3番目のグラフ、一番右側に平均工賃時間単価が載っているのですけれども、その下に「施設ごとの」という形で、A型の雇用型の場合も、一番右端の方にぐっと伸びている分布が、多分この辺なのかなと思っていましたのですけれども、この場合、特にA型の雇用型というのは、最低賃金を意識した工賃の振り方というようなことを考えられていて、この833円ぐらいというところに落ちているのか、たまたまこの数字なのかというところはどうかと思います。

わかった範囲でいいのですけれども、教えていただければと思います。

事務局（坂田主幹）

○ 御指摘の部分につきましては、私どもでもう1回分析をしてみたいと思います。お時間をいただければと思います。

橋本会長

○ 次回ぐらいには説明ができればと思います。

よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。私からまたよろしいでしょうか。

資料2-2の方に年度別にみる各数値の推移ということで、こちらは基本、B型の数等、そういうことでよろしいでしょうか。

先ほどB型についても、「サービスの供給過多が生じているのではないか」という分析があったかと思うのですけれども、そこも実感はするところではあるのですが、いま出てきたA型がかなり事業所の運営的に厳しくて閉鎖をすとか、そういったところも聞いたりしたりするものですから、A型事業所数の増減というのでしょうか、そういったものも見られてくると、また良いかなと思ったのですけれども、こちらの資料ではわからない。

年度ごとに、A型の事業所の増減というのはわからないということでよろしいですか。

事務局（宮坂主任）

○ 御意見ありがとうございます。検討をさせていただきます。

橋本会長

○ よろしく申し上げます。

4 審議

橋本会長

○ その他いかがでしょうか、この辺でよろしいでしょうかね。

ありがとうございます。

続きましてですね、次第の4になります、審議事項の方に移らせていただきます。

まず、「(1) 障がい者就業・生活支援センターのあり方について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

(1) 障がい者就業・生活支援センターのあり方について

事務局（坂田主幹）

○ 障がい者保健福祉課坂田でございます。

資料は、資料3-1、3-2、3-3となっているものを御用意いただければと思います。

8月の会議の際にもお話ししましたが、私どもは障がい福祉計画、現在の計画の中で、障がい者就業・生活支援センターのあり方を検討するということを記載しております。

それを踏まえまして、この委員会にワーキンググループを設置いたしまして、検討を進めたいという話をお話させていただきました。

この度のワーキングでの検討の結果、中間取りまとめという形で一定程度できましたので、その中身について御審議いただきたいということでございます。

まず資料の3-1でございます。

1の(1)に書いてございますとおり、今後のあり方について検討を行うということで、私がいまお話したとおり点線の囲みの中に、現在の障がい福祉計画の書きぶりが記載しております。

これを踏まえての検討ということです。

(2)は検討体制ということでございます。

就労支援推進委員会において、あらかじめ課題や論点を整理、方向性の検討ということで、実務者レベルで構成をいたしますワーキンググループを設置することとしております。

設置のメンバーは(3)に書いていますとおり、この委員会からは、ふれんの高谷委員に入ってくださいしております。

その他、北海道労働局、道の経済部、それから、道の私ども障がい者保健福祉課の4者で構成をしております。

(4)に検討経過を記載しております。

8月にこの委員会を開く直前、7月末に第1回のワーキンググループを行っております。

内容といたしましては、検討体制、スケジュールや今後の課題等について議論を行いました。

令和元年10月には第2回の会議を開催いたしまして、引き続き現状課題、それから、今後のあり方について議論をいたしました。

11月の中旬から下旬にかけては、就業・生活支援センターの方々の御意見を踏まえて、アンケート調査を実施しております。

このアンケートの米印に書いてございますけれども、この就業・生活支援センターがない障害福祉圏域にある市町村、就労支援事業所、これは主なものなのですがこういったところ、それから、全道の各障がい者就業支援センター等107の団体に対してアンケート調査を実施しております。

お聞きした内容は、右にございますが、未設置であることについてこういった支障が

あるのか、その有無と理由、それから、新たにセンターを置く際の優先的に検討すべき事項をお尋ねいたしました。

それから、一番下ですけども、12月に第3回のワーキンググループを開催いたしました。

この中でアンケート調査の結果、それから、本日お示しをいたします中間取りまとめの前段階のたたき台というものを議論させていただきました。

以上が経過でございます。

裏面につきましては、参考資料として御覧いただければと思います。

続きまして、資料3-2を御覧いただきたいと思います。

ワーキングの検討結果、それから、アンケートの結果、こういったものを踏まえて取りまとめたものでございます。

内容といたしましては、大きく2つ、「1. 現状と課題」というところと、下のほうにございます「2. あり方」ということで、2つの構成となっております。

主な内容について御説明いたします。

まず、「1. 現状と課題」でございます。

(1)の部分につきましては、設置状況、それから、センターと利用者が置かれている現状等について記載をしております。

1行目でございますとおり、21年度に4か所が指定されたのを最後に、新規の設置がない、それから、2行目でございますとおり、10圏域で11センターの設置に留まっているということ。

それから、下から1、2、3、4行目ですかね、移動に時間を要するため、利用者の支援時間が限られる、こういったようなことを記載しております。

それから、(2)でございますけれども、センターが置かれたのは10年前が最後の設置ということで、それからこういったことが情勢として変わったのかということに記載をしております。

1行目にありますとおり、ここ10年で就職を希望される障がい者が増えているということ、3行目の後段にございます就労支援事業所が空白なところ、それから、精神障がいのある方で、事業所の利用が難しい方への対応、こういったことが必要ではないか。

それから、下から2行目の後段ですね、障がいのある方の高齢化、重度化、こういったものに対応した、就業生活支援の専門的な支援が必要ではないかということに記載をしております。

(3)につきましては、国が定めます人員配置や活動実績、こういった基準に対する厳しい現状について記載をしております。

1行目の後段の方でございますけれども、職員体制の維持に苦慮をしていると。

2行目でございますとおり、職員確保が困難であることを理由として、事業から撤退するセンターが現れたということ。

それから、下から2行目でございますけど、全国一律の職員配置基準、活動実績要件を満たすことが、今後、困難になるのではないかと、こういったことを、課題として、記載させていただいております。

(4)につきましては、ここまで主に未設置のセンターのお話なのですが、道が広域自治体ということもございまして、大都市圏についても言及すべきだというわけで、ワーキングでの議論がございまして、記載をしたものでございます。

1行目にあります石狩圏域につきましては、人口と国の基準の関係上、2か所までのセンターの設置となっております、新規の設置はできないという状況でございます。

札幌市内におきましては、市の方で独自のセンター置かれているということなのですが、3行目の後段にありますとおり、初回面談から1か月以上の待機があるという、こういったこと、それから、札幌市を除く石狩圏域、ここで、道内最多の人口がございまして、他の機関との協力をしながら就業支援を行っているという現状を記載してございます。

こういったことを踏まえまして、あり方ということでございますけれども、ここは大事なところなので読み上げる形で確認をしていきたいと思っております。

「あり方」で国に対しまして地域の実情等に応じた制度の弾力化を要望しつつ、国の原則を踏まえ、障害保健福祉圏域ごとに1か所の設置を目指し、「第6期北海道障がい福祉計画」における必要見込み量は、既存部分に、これは11か所ですけれども、必要性が高く、安定的な運営が見込まれる新設分を加えた12か所といたしまして、関係機関等と連携して、障がい特性に応じた就業面、生活面の一体的支援を行うという記載にしてございます。

また、なお書きですけれども、未設置圏域をカバーするセンター等の負担軽減策については、引き続き、関係機関と意見交換しながら、検討するという内容を記載させていただきました。

要点といたしましては、21すべての圏域で必要だということ、設置を目指すということ、それから、次の3令和3年度からの3年間でまずは1か所の増設を目標にするということを明記したという内容でございます。

その上で優先順位をつけて、取り組みを進めていきたいという考えでございまして、優先順位につきましては、次の資料3-3を御覧いただきたいと思っております。

優先順位につきましては、こちらの資料で整理をさせていただきました。

この資料につきましては、11の未設置圏域につきまして、支援の困難性等を点数化して評価をいたしまして、どこから着手するべきかということを整理したものでございます。

資料の真ん中より上に表がございまして、

一番左に圏域名、未設置となっている圏域名、その右にデータがございまして、

aからiまでデータを載せてございまして、

二重線以降右側については、評価の点数と一番右に順位という形の表でございまして、優先性の評価項目、資料の上の方にございまして、5項目を点数化いたしました。

項目はワーキンググループの検討、調査結果を踏まえて、①としまして「移動時間」、それから、「② 障がい者人口」、「③ 企業の数」、「④ 2030年の推定人口」、それから、⑤といたしまして、「振興局の所在地」という5項目といたしました。

順位の付け方はその下にございまして、

①から⑤の評価点の合計点を高いところを上位といたします。

同点の場合につきましては、評価1、2、3、4、5の順に、点数の高いものを上位の圏域という形で整理をいたしました。

評価の項目について、簡単に御説明をいたします。

表の中段、資料の中段以下でございまして、

評価1と書かれたところを御覧いただきたいと思っております。

評価1に関しましては、移動時間による支援の困難さということで、上の表のデータではa、bと書かれております。

1日、または、1週間の支援時間から評価基準を設定しております。

一例を申し上げますと、3点のところには、200キロ以上片道4時間、または、100キロ以上片道2時間の市町村が5か所ということで、200キロだとして行って帰ってきて1日が終わってしまう、或いは100キロが5か所あると、それで1週間が潰れてしまうということで、複数回そういった地域に支援をすることが難しいという部分を最高点といたしまして、以下、3、2、1、0という形で評価点をつけております。

それから2番の評価2ですけれども、障がい者人口による支援の必要性、dのところでは既存センターの実績をもとに算出した1件当たりの実習等に必要な障がい者人口から設計をしております。

点数3点のところには13,000人以上というものがございます。

これが、私どものデータでいきますと、実習年間20件、それから就職年間10件、こういったことをクリアできる人口規模とはじき出されております。

1点のところでございます、6,000人以上につきましては、20件の実施は難しいのですけれども、就職10件という形で区切りまして、以下、3、2、1、0という評価を振ってございます。

それから、評価3につきましては、センター設置の就労促進効果ということで、上の表でいきますとgのところに対応してございます。

特に100キロ以上離れたところに住まわれている障がい者の方と就職できる受け皿となる企業の数、これを評価基準にしております。

企業数を100キロ以上のところで収まる障がい者で割った数が3以上の場合3点の最高点といたしまして、以下、3、2、1、0という形で点数配分をいたしました。

評価の4につきましては、1から3は現状の状況ということなのですが、今後の施策の効果ということも加味をするために設定をいたしました。

上の表でいきますと、iのところと対応いたします。

各圏域の人口規模、2015年から2030年にかけての人口減少率、これは10%より小さいところを3点と最高評価にいたしまして、以下、3、2、1、0という点数をつけてございます。

最後に評価5につきましては、広域自治体との連携ということで、要は道の出先でございます振興局所在地の市町村を含む圏域、こういったところに1点を加点するというで、この5項目で評価をいたしました。

評価の結果はこの表にございますが、東胆振につきましては、右側でございますとおり、10点で1位、それから、日高、宗谷、こういったところが8点で2位、以下、こういったような形の順位がこのデータで見える限りは算出されるのかなと考えてございます。

東胆振、日高につきましては、現在の伊達市にございます就業・生活支援センターのサテライトが苫小牧市にございまして、これで対応しているというところでございますけれども、今回の結果を踏まえまして、まずはこの東胆振の1か所を増設ということ念頭に置きまして、優先して地域と意見交換を進めながらやっていきたいというところでございます。

また、その他のセンターにつきましては、先ほどのあり方の中でお話したとおり、負担軽減策を引き続き検討していきたいと考えてございます。

最後になりますけれども、今後の取り扱いで次期障がい福祉計画の記載につきましては、道庁内部の財政的な議論も含め調整をいたしまして、また、計画そのものの審議会にもお諮りの上で提案となるものでございます。

このとおりの結果にならないということもありますので、御了解いただきたいのですが、いずれにしても就労支援推進委員会での検討結果ということで、ひとまずはこの案

で整理をしたいと考えてございますので、御審議をよろしく願いをいたします。
以上です。

橋本会長

○ 御説明ありがとうございます。

審議事項ということになりますので、今までの説明や議論の結果であるとか、アンケートを踏まえた話し合いとかですね、ある程度説明いただいたかと思います。

中間取りまとめ版ということになっておりますので、いまの御説明があったように、最終的な取りまとめの時期というのはいつぐらいになるのですか。

事務局（坂田主幹）

○ スケジュール的なことで、最終取りまとめは、来年度に入り、5月か6月以降に委員会をまた開かせていただきたいと考えてございます。

今日のこの後、御意見ありましたらそれらを踏まえて、最終という形にさせていただきたいと思っています。

橋本会長

○ ありがとうございます。

ということですので、ワーキングのほうで議論を重ねて、このような形で中間取りまとめが先ほどもありましたように、今のあり方としては、新設分1か所増ということですね、また、今後の未設置のところでは要検討というようなところがポイントかなと思いますけれども、ぜひ、御活発な御意見等いただければと思いますので、質問も含めて、確認や質問をいただければと思います。

よろしく願いいたします。岩谷委員お願いいたします。

岩谷委員

○ ちょっと教えて欲しいのですけれども、資料3-2の(3)に、各センターでは職員体制に苦慮している他、職員確保が困難であるという記載があるのですが、ここでいうセンターの職員というのは資格か何かが必要なのでしょうか。

事務局（坂田主幹）

○ 私どもの生活支援の分で委託させていただいているところでは、特に資格は必要ございません。

岩谷委員

○ 単純に人がいないという実情ということですね。

事務局（坂田主幹）

○ そうですね。

ここはワーキングの中で、過去5年から6年ぐらいは、その人の欠員状況を資料としてお出ししております、欠員が生じている、あるいは、年度途中で人が欠員になる、年度途中で人が埋まる、そういった状態が見られたということでございます。

岩谷委員

○ 募集活動等はどんなふうに行われているかというのはそこまではわかりません。

か。

事務局（坂田主幹）

○ そこは各センターの方にお任せしていますから、承知しておりませんでした。

橋本会長

○ よろしいでしょうか。

やはり、非常に人不足といったところは、やはりこういったところに出て来るのかなと思っているのですけれども、少なくともいまもお話がありましたように、欠員がどのぐらいの状況なのかという実態としての数字は出てくるのですか。

事務局（坂田主幹）

○ すみません、先ほど、過去5～6年と言いましたが、過去4年のデータを私どもでは見ておりました。

口頭で申し上げますが、平成28は、すべての11のセンターで1か所1人欠員です。

29年は埋まっていました。

30年度につきましては、3つのセンターで欠員がございました。

1つは年間を通して1人欠員というものがございました。

それから、一時的に欠員があったところが2か所でございます。

この2か所は2か月程度の欠員だったというところでございます。

31年度につきましては、全部で4つのセンターで欠員が生じております。

今までお話したすべて生活支援の部分なのですけれども、今年度、31年度に関しては、就業支援のほうに1欠が生じております。

生活支援のところにつきましては、1+0.5という形でこの事業をやらせてもらっているのですけど、0.5は欠員だというところが、1か所2か所ございます。

1か所は4月からずっと欠員、もう1か所は10月以降欠員です。

それから、生活支援で同じく1人欠員というところが2か所ございます。

橋本会長

○ ありがとうございます。

ということで、なかなか広域をカバーしなければならない中で、こういう風に欠員が出るということ自体もそこに問題があるのかなと、説明を聞いておりましたけど、そこはすごく、何かこういったところでも、知恵を出していかなければならないのかなと思いましたがけれども、他にいかがでしょうか。

近藤委員お願いします。

近藤委員

○ 近藤です。

確認ですけれども、障がい者の推定人口というのは、全数ということですかね。

地域ですけれども、就労年齢の人口で。

事務局（坂田主幹）

○ これは全体です。

出し方としては、国のいわゆる人口推計にいま障がい者がいる率をそのままかけてい

ます。

それで単純に出したものでございます。

近藤委員

- 就労等を考え、65歳ですとか70歳とかという、就労に繋がるような年齢層の割合という部分を見た時に、どのような比になっているのかということころは、例えば高齢の方が多くて、現実問題として就労につながるのは難しいというか、もう就労しないような年代になっている方という部分も含めているのであれば、そのあたりも整理できると良いのかなというのは意見として。

事務局（坂田主幹）

- 今回の資料3-3の中では、そこまで整理しておりませんが、御意見を踏まえて、もし出せるのであれば、そういったもので、さらに精度を高めるといいますか、どういう結果になるかわかりませんが、そこはできないかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

橋本会長

- よろしくお願ひします。
他にいかがでしょうか。馬場委員お願ひいたします。

馬場委員

- 障害者職業センターの馬場です。
私の方からもお願ひということですが、確かにマンパワーが揃わずということで、欠員のセンターがあるかと思ひますがけれども、やはり北海道で障がい者の就労支援とか生活支援を考えると、遠くだと利用者は自発的に来ない場合もあると思ひます。
やはりこっちから出かけて行って本人の希望をかなえるという、どこでも地理的な事情も確かに運営は大変だと思ひますがけれども、私からお願ひという形になるのが、ぜひ、本当に毎年1か所ずつでもいいですから、何とか増設ということを出していただければなと思ひます。
特に一例ですけれども、胆振日高障がい者就業生活支援センター「すてーじ」の方で29年度にサテライトを苫小牧に出したのですが、やはり実績はかなり伸びております。
職場適応指導等の対事業主業務もかなり増えているので、事業所も障がい者も多い地域がありますよね、そこを抱えているところにはそれだけニーズもあるということになります。
ぜひ、今後ともということで、1つずつ増設検討ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局（坂田主幹）

- 御意見ありがとうございます。
私どももこのセンターに関しましては冒頭でお話しましたがけれども、21年に設置して以降なかなか増やせないということもござひますので、ワーキングの中でこの10年間の障がいのある方の求職の状況を改めて見て10年前と全く違う状態だということも本当にここにいらっしゃる高谷委員からもお話をいただきました。
場所が増えていなくて移動に時間がかかるというのは、これは10年前と変わらない

ので、何が変わったかという、やはり職を求める方が多くなっている。

それに応える体制を考えなければいけないだろうということもございますので、今回こういう形で整理をさせていただきました。

御意見を踏まえてさらに検討を詰めていきたいと考えております。

橋本会長

○ ありがとうございます。

あり方の方では、新設分、サテライトを1か所新設するということと、できればそのサテライトだけでも、1か所ずつ増やすとかですね。

ちょっと私も勉強不足ではありますが、サテライトの基準みたいのものはあるのですか。

事務局（宮坂主任）

○ サテライトの設置に関しては、基準は設けられておりません。

橋本会長

○ やはりその就労移行支援事業所とか、そういったところのところに少しそういった機能を持ってサテライトを設置するとか、そういうことが難しいのですかね。

事務局（坂田主幹）

○ 色々なナカポツセンターが基本的に就業2人、それから生活支援が1+0.5というのが標準形という形にはなっているのですけれども、北海道の現状から行きますと、もう少し人員配置の柔軟なパターンがあってもいいのかというのも1つ考えております。

そういった部分を含めて国に要望しているところです。

現時点で考えるこういう形態はできませんかということは、すべて国に照会して、あまりいい返事はいただいていないのですが、引き続きそこは考えてまた提案していきたいと思っています。

橋本会長

○ 馬場委員からありましたけれども、苫小牧の実績はかなり上がっているというところは、やはりあればそれだけのニーズがあるのだと。

馬場委員

○ その1年は上がりました。

上昇がずっと続くというわけではないのですけれども、ニーズはあるということですよ。

橋本会長

○ ということなので、サテライトだけでもなかなか、センター1か所設置というのは予算的な問題とかも多分あるのかと思うのですけれども、少なくともそういう種まき作業というのできるのかと思うので、そこら辺を少し中に、具体的な数字を入れるのかどうかというのは難しいのかちょっとわかりませんが、是非、そのあたりのサテライトの増設とか、そういった文言ももう少し入ると良いのではないのでしょうかというの、議論でちょっと思ったところです。

事務局（坂田主幹）

- いま、会長の方からお話ありました点につきましては、今後、ワーキングの中でも取り上げていきたいと思っております。

橋本会長

- ちなみにワーキングのこの後の開催の予定とかは。

事務局（坂田主幹）

- ちょっとそこが説明が漏れております。
先ほど、就労支援推進委員会は5月から6月ぐらいとお話しましたがけれども、ワーキングにつきましては、今日の議論次第なのですけれども、3月下旬に1回開こうかという事でいま調整を進めてございます。

橋本会長

- またワーキングの方に本当にご負担かけますけれども、ぜひ、要望が高いのは確かかなと思っておりますので、少しまたブラッシュアップしていただければと思っておりますけど、他に何かこういったことを盛り込んだら良いじゃないかとか、御意見はございますでしょうか。原田委員お願いします。

原田委員

- 資料の3で比較していただいている中で、いまのお話の中で、東胆振にできるだけという風になると、この下の日高の最長距離を測り方が新しくできたところからの測り方になるのですか。

事務局（坂田主幹）

- 御指摘のとおりです。
東胆振に仮に設置をいたしますと、日高の評価も当然変わってまいります。
ここはまだワーキングで詰めていない話なので、事務局としての道側の意見ですが、日高をカバーする形で東胆振かなというイメージを、私どもとしては思っております。
それは、今後、ワーキングの中でお話していきたいと思っております。
あと、1点だけ追加ですけれども、東胆振の件はあくまでこのデータで算出される部分で、上位という形でお出しをしております。
この委員会にお諮りする前に、東胆振の圏域と詰めてお話を整理したということはありません。
あくまでも純粋にデータで整理をしたということです。

原田委員

- 今の話も含めて、その辺の「日高も取り込めますよ」というような評価が、東胆振にはちょっとなかったかなと思いますので、そういう点も入れていくと、東胆振に必要なところの意味合いも高まるのかなと思いましたので、ちょっとそんな言い方もしたらどうかという意見もございました。

事務局（坂田主幹）

- 御意見ありがとうございます。

参考にさせていただきます。

橋本会長

- ありがとうございます。
他にあるでしょうか、梶副会長。

梶副会長

- 資料3-2の(4)のところで、石狩圏域についての記載があるのですが、1の(4)ですね、圏域内のその他、札幌市以外でも独自に設置しているところがあるというような記述だと思うのですが、石狩圏域の中で札幌以外に、独自に、このセンターの機能を持った機関を設置している市町村がどのくらいあるのかということと、それから、そこの現状の道の方がどういった連携を取っていらっしゃるのかということのをちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局（宮坂主任）

- 御質問いただいた件ですが、いま、石狩圏域、札幌市を除く市町村では、3か所の市に市独自に設置しているセンターがある状況です。
現時点では、道としては、道設置の就業・生活支援センターとの連携はしていますが、市が独自に設置されているセンターとの連携というのは進めていない状況です。

梶副会長

- わかりました。
なので、今後はそういったところとの連携が必要だということですね。

事務局（坂田主幹）

- 道庁としては、連携するということは、いまはないのですが、石狩を担当している就業・生活支援センターが、やはり人口が多いので、そういった各市の就業支援機関と連携しないと簡単にはやれないような現状もあるという御意見が、実はワーキングとアンケートからございました。
そういったことを記載しております。

梶副会長

- なるほど、わかりました。
石狩のセンターがそれぞれの市も独自のセンターと連携しながら、やっていかないといけないということなのですね。

橋本会長

- ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。私からちょっといいでしょうか。
先ほどの原田委員のお話もあって、資料の3-3で順位付けをされていて、東胆振、苫小牧ということで日高もカバーできるじゃないかというお話で、それはなるほどなと思って、参考になったのですが、やはり同じく同2位の宗谷と、根室ですかね、4位ということで、私も個人的に北見の方はちょっと知っていて、根室に行くにも本当に1日かかりというのを聞きして、

やはりこのあたりは、先ほどサテライト増やすとかお話もあつたのですけれども、せめてこの順位が上の方ですね、順位についての少し具体的な言及というのでしょうか、このあたりについてのことについても検討を続けていくというようなそんな記載もあってもいいのかなと。

この間のランクづけした優先順位がはっきり出るわけなので、このあたりも今後の検討事項の中で進めていくという文言とかはあってもいいのかなと思います。

事務局（坂田主幹）

○ 先ほど会長からお話されたサテライトの増設の書きぶりについての検討と重なるのですが、特に優先的に上位に来ております宗谷・根室についての負担軽減ですとか、増設の部分での記載という御意見でございますので、ワーキングの第4回の中でその辺もお話を話題にかけて議論をしたいと考えてございます。

あり方の記載の3-2のところ、いま、一番下のなお書きのところに負担軽減策について検討するということがあるのですけれども、もう少しここを前向きというか、何かこう検討成果的なものをというイメージかなと理解をしましたが、こういったことも含めて検討させていただきます。

私どもとしては、この計画の中で記載しておりますあり方検討というのは、あくまでナカポツセンターの見込量を次の計画の箇所数ということだけなのですけれども、既存のセンターの負担感というのは、まだ非常にございまして、会議で顔を合わせるたびに御意見をいただきますので、それを継続して検討できる場を考えていきたいなどは思っております。

御指摘の分はいずれにしても検討とさせていただきます。

橋本会長

○ よろしく願いいたします。
馬場委員お願いいたします。

馬場委員

○ もし、先ほどの私の発言がちょっと曲がった方向に行っていればということと確認したいのですけれども、私、実はサテライトでの検討がよろしいとお話したわけではないです。

一例として、そういう増えたところというのは、私がお話することでもないかもしれないのですけれども、就業・生活支援センターでは、その法人の人員体制とか、あるいは、そのサービスの範囲に影響するということがありまして、やっぱりサテライトで運営するとなると、その法人が工夫して、出先を作ってやらなければいけないということで、人の手配とか、体制づくりとかでかなり負担がかかるということも事実なのです。

ですから、できればその保健福祉圏域で、それができる法人というのが出ていただいで、そこで地域に根ざした、就労支援・生活支援をするのがベストだと思っておりますので、あくまでも法人単位で作っていただければということをお願いします。

橋本会長

○ ありがとうございます。
私もサテライトという言葉を使ったのですけれども、特に今日は設置の方向でしていることで、ちょっと書き方の難しさがあると思うのですけれども。
他にいかがでしょうか。高谷委員お願いします。

高谷委員

- ちょうど一昨年のこの委員会の中で就業・生活支援センターの現状と、各福祉圏域に1か所ずつ設置をという要望をあげさせていただいて、この1年間の間、本当に議論をしていただいたということにまず感謝をいたします。

ありがとうございます。

その中で、この書面にはないのですが、全センターを集めていただいて、意見交換の場ですとかを持っていただきました。

なので、11センターの現状と課題と要望と、あと、国の政策ですね、もう1回、関係する機関すべてとそれから、北海道労働局の方、それから経済部が集まって確認をしながら、進んできたなと思っています。

その中で、次期の計画の中に就業・生活支援センターの優先順位の尺度を作っていたら、その中で設置に向かっていくだろうということが、11センターみんながどのセンターがつくとか、どこが優先順位がということなく、どのセンターも非常によかったと。

これを足がかりにして、各福祉圏域に1か所ずつというのを継続的に目指していきたいなと思っています。

就業・生活支援センター自体は、ここの構成機関にワーキンググループの構成機関にあるように、北海道が生活、それから労働局が就業の部分ということと、あと、指定機関として経済部の方が入っておりますので、多分、今後その設置に向けても、その機関で優先順位ですとか指定業務とかというのが進んでいくだろうと思っています。

引き続きこの委員会、それからワーキンググループを通じて、この設置が向かっていくように、今回は本当に、委員の皆様の御協力とかもいただけて進んできたということで、道の皆さんに本当に検討していただけて、感謝を述べたいと思います。

ありがとうございます。

橋本会長

- ありがとうございます。事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局（坂田主幹）

- 御意見ありがとうございます。

補足になりますけども、就業・生活支援センターの方に皆に入ってもらって本当は検討すべきだったんですけども、この委員会の下部組織ワーキングということでやらせていただきました。

その他のセンターの方に対しましては、8月に1回皆さんとお会いして方針を御説明しました。

それと、今回この資料をお出しするに当たりまして、本当は御説明する機会があれば良かったのですが、なかなか時間がなかったものですから、データを事前に送りまして、私の方から各センター長様にお答えをいたしまして、いま、私が説明したのと同じ内容をお話いただいております。

中間取りまとめとしては結構ですと御了解をいただいておりますので、事後報告いたします。

橋本会長

- ありがとうございます。

他にいかがでしょうか、大丈夫でしょうか。

確認事項として、要望等が出たかなと思いますので、またさらに1回検討していただいて、次に御説明いただければいいかと思っております。よろしく申し上げます。

これでよろしいでしょうか。

それでは最後になりますので、(2)の「障がい者就労支援企業認証制度の改正について」ということで、こちら事務局の方から説明をお願いいたします。

(2) 障がい者就労支援企業認証制度の改正について

事務局（宮坂主任）

○ それでは最後の議題である、障がい者就労支援企業認証制度の改正に関しまして御説明をさせていただきます。

まず初めにですが、今回の発案に先立ちまして、委員の皆様から改正に関するご意見をいただいております。

ご多忙のところご対応をいただきました。心からお礼を申し上げます。

はじめに資料についてですが、資料4-1が制度の見直しに関する概要、それから、資料4-2が今回の見直しに際して、事前に委員の方々からいただいた御意見とそれに対する道の対応をまとめたもの、また資料4-3及び資料4-4が実施要綱と認証手続要領の新旧対照表となっております。

新旧対照表に関しましては、表左側の「新（修正案）」としているものが、今回、委員から御意見を踏まえまして見直した内容、真ん中の「新（道原案）」というものが御意見をいただく前の道の当初案、そして右側の「旧」としているものが、現行の内容となっております。

それでは、資料4-1を元に、今回の見直しの概要の御説明をさせていただきます。

はじめに、1に記載しておりますとおり、この制度は障がいのある人の就労支援を積極的に取り組んでいる企業を「障がい者就労支援企業」として認証しまして、入札や低利融資などによる資金調達等の面で優遇を行えるようにすることで、障がい者の就労支援を進めていくものです。

制度の開始から、国の障がい者施策の変遷等におきまして、数回要綱等の改正を行っておりますが、今回は4-1の2に記載しておりますとおり、1つは、この制度では認証の有効期間の満了後に、認証を更新する場合、満了日までに更新申請を行わなければならない、この手続きが遅延した場合の審査方法が明確にされていなかったということ、2つ目として、認証を受けた企業は毎年取り組みの内容が認証基準に適合しているかどうかを報告するというにしているにもかかわらず、未提出が散見され、毎年提出している企業では基準を満たさずに認証取消となった事例も生じているということで、不公平な状況が生じているということ、この2つの課題と背景があったことから見直しを発案した次第です。

次に、今回の見直し内容につきましては、資料4-1の裏面の3を御覧ください。

1つ目の更新申請についてですが、今回の見直しでは、認証の有効期間が満了したあとに、申請を提出した場合においても、原則1か月以内に提出された場合は、有効なものとして審査をして、認証決定日以降、新たな有効期間として、従前の認証を引き続き使用できるものとするを検討したいと考えております。

これについては、実施要綱改正案、資料4-3の第8の2に明記しております。

続きまして、2つ目の適合状況報告についてですが、こちらは、委員からの御意見をいただきましたので、資料4-2を併せて御覧いただければと思います。

適合状況報告につきましては、本来、適切に提出されない場合には道が認証を取り消すことができるという規定を設けておりましたが、この報告の提出書類というのは初回の認証や更新時の書類と同内容でありまして、小規模な企業で、多数の障がいがある方を雇用しているというような場合には、報告のための書類の準備と調製に大きな負担がかかるという御意見を寄せられていました。

そのために認証取消の取扱いについては慎重にならざるを得ない部分があり、実際には道としては、取消の処分というのを行っていなかったということがあります。

当課の案としましては、当初は適合状況報告自体を廃止し、取組内容に変更が生じた場合は、企業から自発的に報告するように改正するというのを考えておりましたが、これにつきまして、御意見の1のとおり、認証基準を満たさなくなった企業が適切に報告を行わずに、優遇措置を受け続けるというリスクがあるのではないかと御指摘が複数の委員から寄せられました。

そこで、この意見を踏まえまして、適合状況報告に関しましては一律で廃止するのではなく、必要に応じて道が認証企業に対して求めることができるようにする、また、企業が理由なくこれに応じない場合には認証取り消すことができるという案に改めることといたしました。

この改正案をこの委員会で御承認いただいた際には、報告を求める企業の抽出基準等についても検討させていただくとともに、例えば、簡略化したチェックシートによる自己チェックの制度の導入など、効果的なチェック機能の維持ということについても検討したいと考えているところです。

ここまでが適合状況報告の見直しに関する内容ですけれども、新旧対照表の関係箇所としましては資料4-3の第9の1、第9の2の(3)、それから、第10の1の(4)となっております。

併せてご確認ください。

それから、その他の見直し内容に関してですが、資料4-2の御意見の3のとおり、ジョブコーチに関する制度の名称が古い制度のものとなっていたため改めるというのも、今回、変更を加えております。

また、取組内容の変更の際に使用する申請様式が要領上明記されていなかったことがありましたので、新たに定めるということも、今回、改正するところです。

これらの2点に関しましては、資料4-3の実施要綱のうち別表の6及び注の4、それから、資料4-4の認証手続要領の第2に記載しております。

以上が、障がい者就労支援企業認証制度の改正に関する御説明となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

橋本会長

○ ありがとうございます。

説明があり、事前に案が皆様のところへ届きまして、いくつか御意見があった中で修正をされてまた、この場での議論、検討ということになっております。

何か御質問、御意見等、ございますでしょうか。

私の方から1点よろしいでしょうか。

意見の資料4-2の説明の中で、適合状況報告の廃止ということで、かなりその報告に際しての書類とかといったものが多いということを簡素化することによって企業の負担を減らすということですが、その改善のチェックシート、簡略化したチェックシートで自己チェックということだったのですけれども、これはこれから作るというところで、現在の時点ではまだという感じなのではないでしょうか。

事務局（宮坂主任）

- 具体的な案についてはまだ決めていないところですが、道としては、認証を受けている企業の直近の状況がわかるようなデータ整備等もある程度しているところがありますので、そういったものをもう一度整理をしながら、可能な対応策というのを考えていきたいと考えております。

橋本会長

- 実際かなり負担が大きかったようで、そういった様式というか報告書のスタイルだったということですね。
ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
事前に配られていた中での修正ということで、無いのかなと思うのですが、よろしいでしょうか。
それでは、これでお認めいただいたということでよろしいでしょうか。
ありがとうございます。

5 その他

橋本会長

- それでは、審議事項の最後、その他ということで、せっかくの機会ですので、何か情報提供であるとか、何か御意見等とかございましたら、御発言いただければなと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは特にないようですので、事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局（坂田主幹）

- 事務局の坂田でございます。
本日は御多忙のところ出席ありがとうございました。
来年度の委員会につきまして簡単に言えば、御報告でございますが、何度もこの会議の中でお話をさせていただいておりますとおり、来年は計画策定ということでございますので、年度の前半から複数回会議を開くことがあろうかと思っておりますので、御協力お願いいたします。
次回の会議は、会議の中でもお話させていただきましたけれども、5月もしくは6月頃に開かせていただきたいと思いますと考えております。
日程調整につきましては、改めて御案内させていただきたいと思っております。
よろしく申し上げます。
事務局からは以上でございます。

6 閉会

橋本会長

- ありがとうございます。
そうしましたら、以上ですべての議題は終了いたしました。
それでは、これをもちまして、令和元年度第2回の北海道障がい者就労支援推進委員会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

<出席委員>

【北海道障がい者就労支援推進委員会委員】

会 長	橋本 菊次郎	北翔大学教育文化学部心理カウンセリング学科 准教授
副会長	梶 晴美	北翔大学生涯スポーツ学部 健康福祉学科長
	石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長
	泉 司	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 常務理事兼事務局長
	近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 助教
	高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぶれん センター長
	安宅 順子	一般社団法人北海道商工会議所連合会 総括調査役
	岩谷 晃好	北海道商工会連合会 総務部参事
	佐々木 恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員
	原田 憲朗	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役
	横山 敏章	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 障がい者問題委員会委員
	木下 健二	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長
	杉本 秀司	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	馬場 正充	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道障害者職業センター 所長
	中川 みちる	